

令和8年10月1日

公 示 送 達 書

下記の者に対する書類は、その所在が判明しないため送達することができません。
そのため、行政不服審査法第51条第3項の規定により公示送達いたします。
なお、本公示の日の翌日から起算して2週間を経過したときに、当該書類の送達があったものとみなされます。

松阪市長 竹上 真人



記

1. 送達を受けるべき者の氏名
谷口 武 様

2. 送達する書類の名称
裁決書（謄本）

3. 書類の交付場所
健康福祉部病院事業局市民病院事業管理課（済生会松阪市民病院 2階）

4. 教示または留意事項
上記の送達を受けるべき者は、いつでも上記3の交付場所において、当該書類の交付を受けることができます。